

令和7年度「まなびいきんせい～キッズカルチャー～」実施要項

1 趣 旨

「自分の学習成果や特技を活かしてみたい」という意欲をもった県民に、専門的な講座を開設してもらうことにより、子どもたちの新たな能力の取得やコミュニケーション能力の向上など、将来を担う人材の育成の一助を行う。

2 主 催・会 場

茨城県県西生涯学習センター

3 講座について

(1) 講座内容

実施要項の趣旨に基づいた生涯学習に関する領域であれば、テーマ・内容とも自由とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (ア) 特定の政党や宗教等の宣伝、布教を目的とするもの
- (イ) 特定の企業や団体等の宣伝、営利を目的とするもの
- (ウ) その他 茨城県県西生涯学習センター所長が不適当であると判断したもの

(2) 講 座 数 5講座程度

(3) 開設期間 令和7年7月～令和7年12月

(4) 回 数 1講座あたり年間3～5回

(5) 時 間 1回当たり1時間30分程度

4 講師について

(1) 募集対象

(ア) 生涯学習の分野において専門的な知識と指導力を有する者

学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等

(イ) 県内に居住若しくは勤務又はボランティア登録している18歳以上の者

(2) 募集期間 令和7年3月11日（火）～令和7年4月9日（日）

(3) 応募方法 インターネットの申込フォームにて申込み。

(4) 講師面接 令和7年4月18日（金）・19日（土）

書類選考を行い、面接実施者を決定する。

(5) 講座選考・決定

(ア) 講座内容、実施場所、実施時間、実費徴収の有無、講師の実績等をセンターで検討・調整し、開設する講座を決定する。

(イ) 令和7年5月2日（金）までに決定し、応募者に連絡する。

(6) 講師登録 センターボランティアに登録のない者については登録してもらう。

- (7) 講師任期　　登録日から令和8年3月末日までとする。ただし、ボランティアの登録については、「茨城県県西生涯学習センターボランティア設置要項」第5条第3項により、5年毎に再登録できるものとする。
- (8) 講師謝金　　1回につき1,000円を支払う。
- (9) その他　　講師とセンター担当者の打ち合わせを講座開始日までに実施する。
- 5 受講生の募集について
- (1) 募集対象　　原則として、県内に居住又は通勤・通学する者（小学生以上）
- (2) 募集期間　　令和7年5月13日（火）～令和7年6月12日（木）まで
- (3) 募集人数　　各講座の募集人数は20名程度とする。ただし、申込者が7名に達しない講座は、開設しないものとする。定員以上の申し込みがあった場合には、講師と相談の上、受講者数を決定する。
- (4) 申込方法　　往復はがき、WEB及び来所にて直接のいずれかで申込む。
- (5) 受講決定　　定員を超えた講座については、受講者を抽選にて決定する。
- (6) 決定通知　　令和7年6月15日（日）までに返信する。
- 6 講座の運営について
- (1) 講座運営
- (ア) 原則として、講師による自主運営とする。
- (イ) 講座を実施するための準備等は、講師及び当該講座の受講者の中から、あらかじめ選任された学習係が行う。
- (ウ) 講座の運営に必要な資料の印刷、講座に係る作品の展示及び掲示等に関しては、センター職員が講師及び受講生の求めに応じて行う。
- (エ) 開講日の変更等、受講者への連絡はセンター職員で行う。
- (2) 経費等
- (ア) 受講料は、3回2,000円、4回2,500円、5回3,000円とする。
- (イ) 材料費等は、受講者の負担とし、金額については実費相当分とする。
- (ウ) 用具、材料等は、講師又は受講者が用意する。ただし、センター備え付けのものがある場合は、原則として無料で使用することができる。
- (3) 講座室等
- (ア) 講座を行う場所は、センターを利用するものとし、施設使用料は免除とする。
- (イ) 講座室等使用日程の割振りは、センター職員が行う。
- 8 その他
- 講座終了前、実績により学習団体またはセンター主催の「けんせいキッズスクール」としての講師委託契約を行う。また、結成された学習団体については、新規入会希望者への紹介等を通して支援する。